

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第六号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部
を改正する規則

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（昭和二十七年佐
賀県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。